

第58回 個人型年金規約策定委員会次第

令和5年7月28日

国民年金基金連合会

議 事

1 議 案

- (1) 令和4年度 個人型確定拠出年金 事業報告書（案）
- (2) 令和4年度 国民年金基金連合会決算（案）〔確定拠出年金事業経理〕

2 報告事項

- (1) 個人型年金規約の一部変更に係る理事長専決事項
- (2) 指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由

個人型年金規約策定委員会 委員一覧

(令和5年7月28日現在)

	氏名	役職
委員	いがらし 五十嵐 かつや 也	日本商工会議所理事
委員長	うえだ 上田 けんいちろう 憲一郎	帝京大学経済学部経営学科教授
委員	こばやし 小林 つかさ 司	日本労働組合総連合会 総合政策推進局生活福祉局長
委員	すずき 鈴木 ゆり 里	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー 弁護士
委員	のじり 野尻 さとし 史	合同会社フィンウェル研究所代表
委員	はら 原 かなこ 奈子	株式会社 TIMコンサルティング取締役
委員	まつもと 松本 やすゆき 幸	一般社団法人全国銀行協会理事
委員	わたなべ 渡辺 きぬこ 子	筑波大学ビジネスサイエンス系准教授
	まつした 松下 むつみ 睦	国民年金基金連合会理事長

(50音順)

第1号議案

令和4年度 個人型確定拠出年金事業報告書(案)

個人型確定拠出年金に関する事業状況

1 iDeCoの実施機関としての事業の実施

個人型確定拠出年金(iDeCo)の実施機関として、加入者の資格確認や掛金の拠出限度額管理・収納等の事務を的確に実施した。

特に、①オンライン化・システム化の更なる推進、②年金制度改革法等の実施に向けた事務構築等の推進、③事務処理体制の強化・基盤整備及び各種事務の着実な実施、④iDeCoに関する啓発・広報及び更なる加入推進に取り組んだ。

※ 加入者等の状況 (令和5年3月31日現在)

加 入 者	2,899,618 人
①第1号加入者	311,410 人
②第2号加入者	2,455,635 人
(うち企業年金なし)	(1,457,803 人)
(うち企業年金あり)	(395,470 人)
(うち共済組合員)	(602,362 人)
③第3号加入者	127,491 人
④第4号加入者	5,082 人
⑤4年度新規加入者	568,843 人
⑥4年度加入者資格喪失者	56,997 人
⑦4年度加入者増加	511,846 人
運 用 指 図 者	832,104 人
①4年度新規運用指図者	155,156 人
②4年度運用指図者資格喪失者	112,148 人
③4年度運用指図者増加	43,008 人
登 録 事 業 所	730,606 事務所

2 年金制度改革法等の実施に向けた事務構築等の推進

年金制度改革法等による制度改革事項の実施に向けた事務構築・システム開発に取り組んだ。また、手数料水準に係る検討を推進した。

(1) 年金制度改革法等の実施に向けた事務構築等の推進

令和2年5月の年金制度改革法の成立や同年12月の税制改正大綱の決定を受け、厚生労働省や関係者と連携し、以下のとおり、事務フローの整備・システム開発等を実施した。また、令和6年12月施行に向け必要な検討を行った。

- ① iDeCoの受給開始時期の拡大、iDeCoの加入可能年齢の引上げ(令和4年4月及び5月施行)について、事務フローの整備・システム開発等を行った。
- ② 企業型DCとiDeCoの同時加入の要件緩和(令和4年10月施行)について、事務フローの整備・システム開発等を行った。
- ③ DB(確定給付型)の掛金相当額も含めた拠出限度額管理・iDeCo拠出限度額引上げ(令和6年12月施行)について、厚生労働省や関係者と検討を進めた。
- ④ 事業主証明や第2号加入者の届出の廃止を含めた効率化(廃止時期は令和6年12月以降)について、厚生労働省や関係者と検討を進めた。

(2) 手数料水準に係る検討の推進

手数料水準の検証・改定等について、令和2年5月成立の年金制度改革法等の実施のためのシステム開発費、改正法の施行後の加入者の動向等を踏まえつつ、「デジタル改革」への対応等、新たな要因も加味し、引き続き検討を継続することとした。

3 オンライン化の更なる推進

加入申出書・移換申出書のオンライン提出について、令和5年3月末時点で30運営管理機関が利用しており利用は拡大している。

控除証明書再発行申請や住所変更届等の届出書については、令和4年10月からオンライン化を実施した。また、第2号加入者の届出についても令和4年度から事業主回答のオンライン化を実施し、従来、記録関連運営管理機関が実施していた分も含め連合会で一元化することにより事務を効率化した。

4 政府が進める「デジタル改革」に対する対応

政府が進める「デジタル改革」における措置事項に対応するため、対象手続及びシステム開発事項等の整理、開発スケジュール等の検討を行い、控除証明書の電子交付の令和5年10月稼働に向け必要なシステム開発等を実施した。

5 事務処理体制の強化・基盤整備及び各種事務の着実な実施

事務処理センター、コールセンター等の事務体制の強化・基盤整備に取り組んだ。また、iDeCoプラスや第2号加入者の届出に係る事務、自動移換者対策等を着実に実施した。

(1) 事務処理センターの体制強化

加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務品質を確保するため、年金制度改正事項への対応も含めた体制を確保し、適時の立入検査などのモニタリング、定例会議など委託業者との連絡調整の取組み、各種手続等のオンライン化により効率化を図った。

(2) コールセンターの体制強化

加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務品質を確保するため、控除証明書発送後の業務増等への対応や、適時の立入検査などのモニタリング、定例会議など委託業者との連絡調整等の取組みを行った。

(3) 運営管理機関等との連携推進

加入者等への窓口対応や、運用商品の提示、加入記録管理等の事務を担う運営管理機関等に対し、適時、事務連絡により実務上の留意点の周知や業務面の情報提供を行った。また、受付金融機関マニュアル等の必要な改善を行い、密接な連携の下で事務を円滑に実施した。

iDeCoの加入可能年齢の引上げ等の制度改正事項の実施に向けた事務構築・システム開発においても、運営管理機関等の意見も踏まえつつ帳票の改正を実施するなど、適切に連携した。

※ 運営管理機関等の状況 (令和5年3月31日現在)

運用関連運営管理機関	157 機関
記録関連運営管理機関	4 機関
事務委託先金融機関	5 機関
特定運営管理機関	1 機関

(4) 自動移換者対策の実施

企業型 DC の普及に伴い増加する自動移換者に対応し、企業型・個人型への連合会からの移換戻しを行う仕組みを適切に活用するとともに、自動移換時及び年1回の手続勧奨通知を行う等により、自動移換者対策を着実に実施した。

※ 自動移換者等の状況 (令和5年3月31日現在)

自動移換者(管理資産額)	661,528 人	(2,818 億 9,700 万円)
資産額 0 円を含む自動移換者	1,183,061 人	
①4年度新規自動移換者(資産額)	150,227 人	(565 億 8,200 万円)
②4年度企業型・個人型移換戻し 件数(資産額)	48,236 人	(314 億 2,600 万円)
③4年度死亡一時金件数(金額)	641 件	(7 億 6,700 万円)
④4年度脱退一時金件数(金額)	1,331 件	(3 億 2,300 万円)
⑤4年度 70 歳裁定件数(金額)	74 件	(3,800 万円)
⑥4年度自動移換者増加(資産額)	99,945 人	(231 億 4,500 万円)

(3) 企業年金連合会と連携した投資教育の動画の周知・広報の実施

iDeCo 加入者等への投資教育を委託した企業年金連合会が作成した iDeCo の投資教育動画について、iDeCo 公式サイト等を活用した周知広報を行うなど、企業年金連合会と連携した継続投資教育に取り組んだ。

6 iDeCo に関する啓発・広報及び更なる加入推進

更なる加入推進等のため、啓発・広報活動を推進した。

(1) 企業型 DC と iDeCo の同時加入の要件緩和に向けた周知及び広報

令和4年10月からの企業型 DC と iDeCo の同時加入の要件緩和に対応してパンフレット・チラシ等を改訂した。また、iDeCo 公式サイト等の Web を活用した広報を通じ、制度改正事項の周知・広報に取り組んだ。

(2) iDeCo の認知度・理解度向上のための更なる取組

パンフレット、チラシ等の運営管理機関への提供、加入者・運用指図者の手引き及び事業主の手引きへの iDeCo 公式サイト等の URL (2 次元バーコード付き) の掲載などの取組みを行った。

また、確定拠出年金普及・推進協議会・幹事会の枠組みを活用した iDeCo のオンラインセミナーのほか、国民年金基金と連携したオンラインセミナーや中小事業主に向けた iDeCo プラスのオンラインセミナーを実施し、iDeCo 及び iDeCo プラスの認知度・理解度の向上に取り組んだ。

個人型確定拠出年金事業の概況（令和5年3月末現在）

第58回規約策定委員会

第1号議案 参考資料

令和5年7月28日

個人型確定拠出年金事業の概況 (令和5年3月末現在)

1 加入者数等

① 加入者等（カッコ内は対前年同期比）

(単位：人)

加入者	第1号加入者			第2号加入者			第3号加入者	第4号加入者	運用指図者	自動移換者 (資産なしの者を含む*)
	加入者	企業年金なし	企業年金あり	加入者	企業年金なし	企業年金あり				
2,899,618 (121.4%)	311,410 (115.4%)	2,455,635 (121.9%)	1,457,803 (120.1%)	395,470 (139.0%)	602,362 (116.6%)	127,491 (124.0%)	5,082 (-)	832,104 (105.5%)	1,183,061 (109.2%)	

② 新規加入者等（カッコ内は対前年同期比）

(単位：人)

	新規加入者	新規運用指図者	合計
令和2年度累計	437,509 (108.0%)	149,194 (110.5%)	586,703 (108.6%)
令和3年度累計	526,311 (120.3%)	172,074 (115.3%)	698,385 (119.0%)
令和4年度累計	568,843 (108.1%)	155,156 (90.2%)	723,999 (103.7%)

③ 新規自動移換者（カッコ内は対前年同期比）

(資産なしの者を含む*)

(単位：人)

【参考：電子申請による加入状況】

(単位：人)

	令和5年3月分合計			電子申請分	
	新規加入者	新規運用指図者	合計	人数	割合
令和2年度累計	143,590 (94.9%)	42,889	5,551	12.9%	
令和3年度累計	135,899 (94.6%)	13,131	2,718	20.7%	
令和4年度累計	150,227 (110.5%)				

(注) 電子申請に対応している運営管理機関は30社。

*自動移換者は資産なしの者（記録のみ管理）を含む。参考（令和5年3月末時点）：自動移換者1,183,061人のうち資産なしの者は44.1%

2 加入者の掛金額分布・平均（毎月定額拠出）

(単位：人)

掛金額	合計	第1号加入者			第2号加入者			第3号加入者	第4号加入者
		加入者	企業年金なし	企業年金あり	加入者	企業年金なし	企業年金あり		
10,000円未満	471,016	66,437	370,860	247,177	56,027	67,656	33,463	256	
10,000円～	1,181,150	61,209	1,096,014	286,145	301,881	507,988	23,665	262	
15,000円～	68,903	9,619	55,660	53,789	1,871		3,563	61	
20,000円～	976,563	44,043	868,190	840,421	27,769		63,767	563	
25,000円～	4,461	4,389		第1号加入者平均	28,551円			72	
30,000円～	23,848	23,553		第2号加入者平均	14,548円			295	
35,000円～	2,912	2,858		企業年金なし	16,833円			54	
40,000円～	6,226	6,110		企業年金あり	11,361円			116	
45,000円～	1,850	1,809		共済組合員	11,030円			41	
50,000円～	16,089	15,725		第3号加入者平均	15,315円			364	
55,000円～	1,260	1,249		第4号加入者平均	49,737円			11	
60,000円～	4,063	3,939		加入者全体平均	16,155円			124	
65,000円～	66,604	63,892						2,712	
人数計(注)	2,824,945	304,832	2,390,724	1,427,532	387,548	575,644	124,458	4,931	

(注) 加入者の掛金分布・平均（毎月定額拠出）の人数は、年単位拠出の届出をしている加入者数を除いている。

【参考：年単位拠出】（カッコ内は年単位拠出届出率）

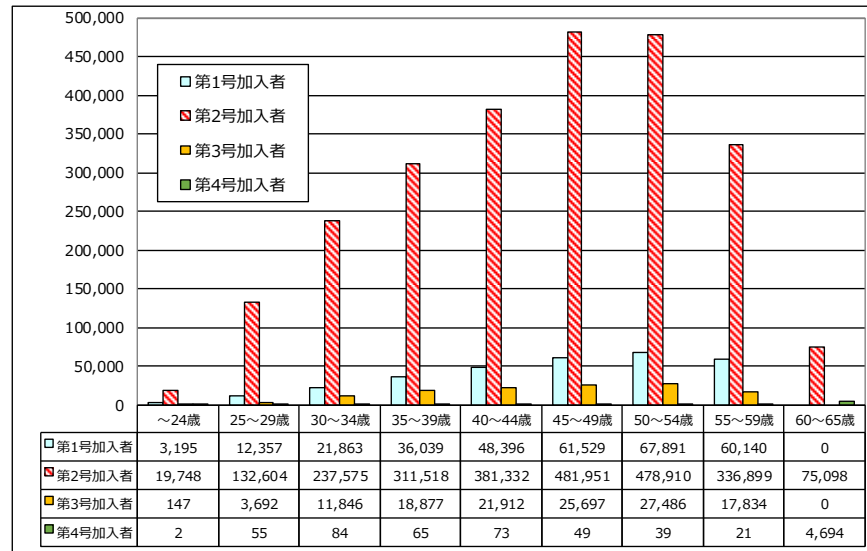
(単位：人)

合計	第1号加入者			第2号加入者			第3号加入者	第4号加入者
	加入者	企業年金なし	企業年金あり	加入者	企業年金なし	企業年金あり		
74,673 (2.58%)	6,578 (2.11%)	64,911 (2.64%)	30,271 (2.08%)	7,922 (2.00%)	26,718 (4.44%)	3,033 (2.38%)	151 (2.97%)	

3 加入者の分布状況

① 年齢別分布

(単位：人)



② 男女別分布

(単位：人)

男	女	計
1,684,465 (58.1%)	1,215,153 (41.9%)	2,899,618 (100.0%)

③ 運営管理機関別加入者等

(単位：機関、人)

業態	機関	加入者	運用指図者	合計	シェア
都市銀行	4	444,495	218,059	662,554	17.8%
地方銀行	47	197,159	56,102	253,261	6.8%
信用金庫	67	40,457	8,008	48,465	1.3%
労働金庫	13	266,312	19,897	286,209	7.7%
信用組合	0	0	0	0	0.0%
証券	8	1,523,898	203,329	1,727,227	46.3%
生命保険	6	46,757	94,604	141,361	3.8%
損害保険	3	259,818	104,868	364,686	9.8%
專業会社等	6	101,714	125,159	226,873	6.1%
投信会社	3	19,008	2,078	21,086	0.6%
計	157	2,899,618	832,104	3,731,722	100.0%

4 登録事業所

730,606事業所

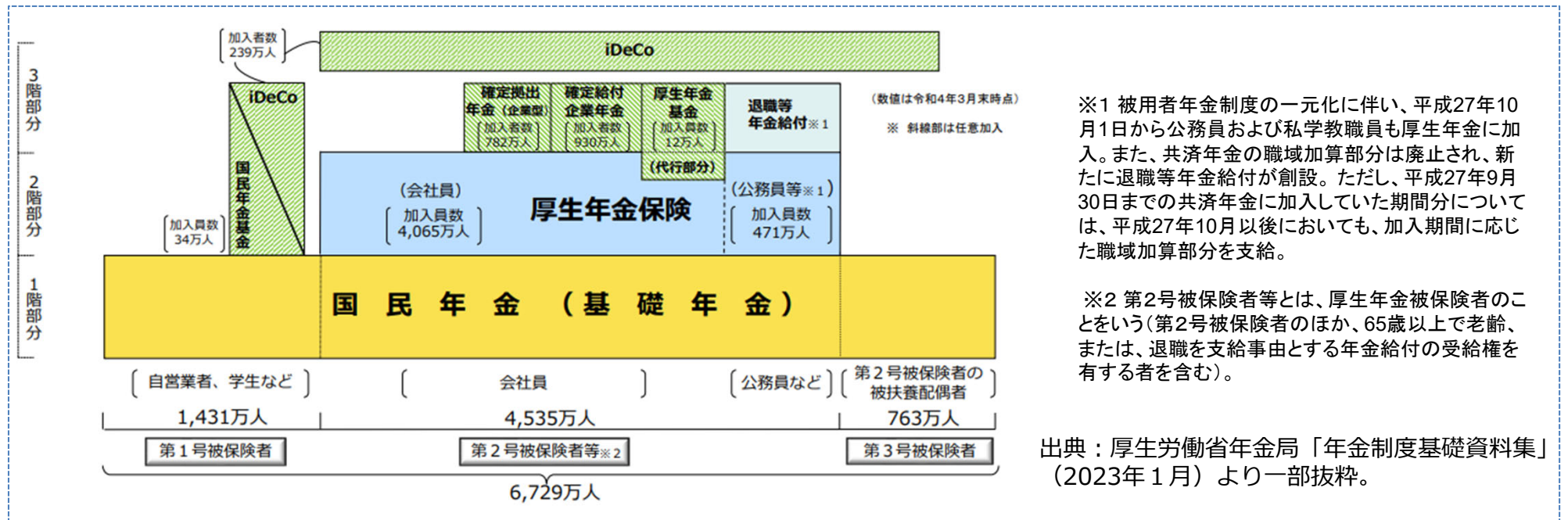
5 中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）の実施状況

実施事業所
中小事業主掛金の拠出対象者

5,948 事業所
37,154 人

iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入者等について

	2019年3月末 (新規加入者は2018年4月～ 2019年3月累計)	2020年3月末 (新規加入者は2019年4月～ 2020年3月累計)	2021年3月末 (新規加入者は2020年4月～ 2021年3月累計)	2022年3月末 (新規加入者は2021年4月～ 2022年3月累計)	2023年3月末 (新規加入者は2022年4月～ 2023年3月累計)	2023年6月末 (新規加入者は2023年4月～ 2023年6月累計)
第1号加入者	148,326人 (うち新規加入者40,246人)	177,857人 (うち新規加入者41,357人)	216,848人 (うち新規加入者51,209人)	269,866人 (うち新規加入者69,928人)	311,410人 (うち新規加入者59,411人)	320,555人 (うち新規加入者13,309人)
第2号加入者	1,024,319人 (うち新規加入者337,459人)	1,331,649人 (うち新規加入者347,832人)	1,647,649人 (うち新規加入者364,821人)	2,015,130人 (うち新規加入者426,922人)	2,455,635人 (うち新規加入者478,404人)	2,535,489人 (うち新規加入者91,370人)
第3号加入者	37,392人 (うち新規加入者14,733人)	53,308人 (うち新規加入者15,795人)	74,547人 (うち新規加入者21,479人)	102,776人 (うち新規加入者29,461人)	127,491人 (うち新規加入者25,783人)	131,591人 (うち新規加入者4,440人)
第4号加入者	—	—	—	—	5,082人 (うち新規加入者5,245人)	6,103人 (うち新規加入者1,002人)
計	1,210,037人 (うち新規加入者392,438人)	1,562,814人 (うち新規加入者404,984人)	1,939,044人 (うち新規加入者437,509人)	2,387,772人 (うち新規加入者526,311人)	2,899,618人 (うち新規加入者568,843人)	2,993,738人 (うち新規加入者110,121人)
登録事業所	404,074事業所	482,399事業所	559,260事業所	646,237事業所	730,606事業所	747,685事業所



○ 既に、制度改革が施行された主な事項

- ① 令和2年10月に施行
 - ・ iDeCoプラス（中小事業主掛金納付制度）の対象事業主の拡大
- ② 令和4年4月に施行
 - ・ iDeCoの受給開始時期の拡大（iDeCoの受給開始の上限年齢を75歳に引き上げ）
- ③ 令和4年5月に施行
 - ・ 加入可能年齢の拡大
 - ・ ポータビリティの改善（終了したDBからiDeCoへの年金資産の移換の実施）
 - ・ 脱退一時金の受給要件の見直し
- ④ 令和4年10月に施行
 - ・ 企業型DC（企業型確定拠出年金）とiDeCoの同時加入の要件緩和（規約の定めがなくてもiDeCoに加入できるように改善）
 - ※ 企業型DCの事業主掛金とiDeCo掛金の合算管理の仕組みを構築、DC（確定拠出年金）全体の拠出限度額（月額5.5万円）から企業型DCの事業主掛金を控除した残余の範囲（月額2万円以内）で、企業型DCとiDeCoに同時加入可能
 - ※ 企業型DCとDB（確定給付型）に加入している場合、5.5万円 → 2.75万円、2万円 → 1.2万円

○ 今後、制度改革が施行される事項

○ DB（確定給付企業年金）加入者のiDeCo拠出限度額の引上げ（令和6年12月施行）

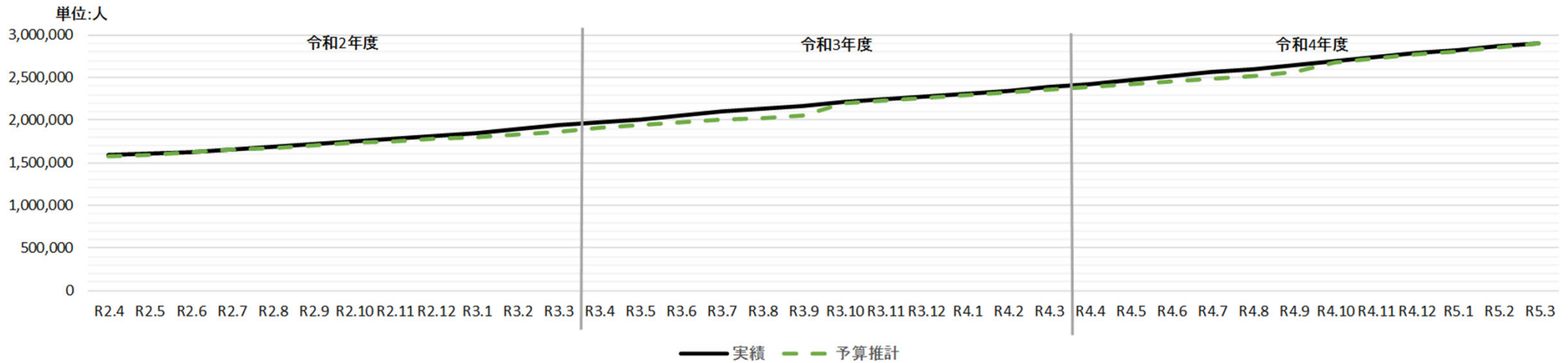
（現行）DB加入者のiDeCo拠出限度額は月額1.2万円

（改正後）DB加入者のiDeCo拠出限度額は月額2万円に引き上げ。

ただし、DC全体の拠出限度額（月額5.5万円）からDBの掛金相当額と企業型DCの事業主掛金を控除した残余の範囲とする。

iDeCo加入者の推移及び事務処理の状況について

1 加入者の推移及び見込み件数(令和2年度～令和4年度)



(1) 加入の状況

① 令和4年度の新規加入者は、月平均約47,400人、令和3年度月平均約43,900人、前年度比108%となっている。

② 新規加入者の令和4年度の内訳は以下の通り。

※カッコ内は令和3年度

・ 第1号加入者	10% (13%)	・ 第2号加入者(共済組合員)	16% (19%)
・ 第2号加入者(企業年金なし)	48% (49%)	・ 第3号加入者	5% (6%)
・ 第2号加入者(企業年金あり)	20% (13%)	・ 第4号加入者(※)	1% (-)

(※) 令和4年5月から国民年金の任意加入被保険者も加入対象拡大。

(2) 中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)の状況

令和2年10月に制度を実施可能な従業員規模を100人以下から300人以下に拡大したことにより、実施事業所の月平均件数が増加(令和4年度 141社/令和3年度131社)しており、前年度比108%となっている。

(参考) 実施事業所の状況

年度	実施事業所	(中小事業主掛金の 拠出対象者)
令和3年度	4,254事業所	(26,788人)
令和4年度	5,948事業所	(37,154人)

※令和3年度は中小事業主掛金の拠出対象予定者

iDeCo加入者の推移及び事務処理の状況について

2 事務処理センター・コールセンターの状況

(1) 事務処理センターの処理状況

単位：件

令和4年度(a)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和4年度平均
		147,371	158,062	186,809	170,056	172,150	150,334	168,355	165,905	202,575	177,641	162,873	180,876
令和3年度(b)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和3年度平均
	166,974	136,751	173,081	152,649	146,883	131,448	137,376	150,491	159,904	154,526	162,792	186,493	154,947
前年同月比 (a)/(b)	88%	116%	108%	111%	117%	114%	123%	110%	127%	115%	100%	97%	110%

事務処理誤り等 月平均発生件数	令和4年度(c)	発生率
		4
事務処理誤り等 月平均発生件数	令和3年度(d)	発生率
	8	0.005%

(2) コールセンターの状況

単位：件

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和4年度平均
	入電件数(A)	12,674	12,288	14,819	12,259	14,077	13,213	18,291	28,171	24,970	15,918	15,712	16,954
前年同月比	61%	68%	94%	94%	110%	111%	116%	124%	153%	121%	132%	117%	107%
受電件数(B)	12,360	11,970	14,357	11,906	13,751	12,695	17,446	24,070	17,832	14,164	13,247	15,621	14,952
前年同月比	102%	109%	120%	97%	112%	109%	113%	109%	112%	111%	114%	110%	110%
受電率(B/A)	98%	97%	97%	97%	98%	96%	95%	85%	71%	89%	84%	92%	90%

※令和4年度の入電総呼数は約48万件であり、総受電数/入電総呼数は約4割程度となっている。

3 利便性向上や効率化の取組

- 令和3年1月より、加入申出書と移換依頼書について、オンラインでの受付を開始。令和4年度は10運営管理機関追加(累計30運営管理機関)。
- 企業型確定拠出年金(企業型DC)加入者のiDeCo加入の要件緩和が令和4年10月に施行および第2号被保険者についても日本年金機構との資格確認を行うことになり、加入者、事業主からの照会が増加したため、受電率が下がった時期があった。通知物の増加に対応して、令和4年11月中旬～12月初旬および令和5年1月中旬から臨時コールセンターを設置。

1. 確定給付企業年金とiDeCoの合算管理等の施行に向けた周知及び広報

- ・ 令和6年12月に確定給付企業年金とiDeCoの合算管理等が施行されることから、その実施時期に併せ、iDeCo公式サイトのリニューアルを検討する。

2. iDeCoの認知度の向上及び理解の促進のための更なる取組

- ・ パンフレット、チラシ等の運営管理機関等への配付や、国民年金基金の普及啓発・広報と連携した取組等を行う。
- ・ iDeCoセミナー及びiDeCoと国民年金基金との合同セミナー（いずれもオンライン開催）の実施等を通じ、iDeCoの認知度の向上及び理解の促進のため取組を行う。
- ・ iDeCoプラスセミナー（オンライン開催）の実施やiDeCoプラスの導入解説動画の作成等を通じ、iDeCoプラスの認知度の向上及び理解の促進のための取組を行う。

（令和4年度の取組み）

- ※ 栃木県、愛媛県周辺の在住者や中小企業事業主・中小企業福利厚生担当者を対象にiDeCo・iDeCoプラスのオンラインセミナーを実施。在住地域を限定しないオンラインセミナーも実施。
- ※ iDeCoについては、栃木県は足利銀行、愛媛県は伊予銀行と共催、iDeCoプラスについては、三井住友銀行、りそな銀行とそれぞれ共催しオンラインセミナーを実施。

3. 企業年金連合会と連携した投資教育の動画の周知・広報の実施

- ・ iDeCo加入者等への投資教育を委託した企業年金連合会が作成したiDeCoの投資教育動画の周知・広報を行うとともに、当該動画を活用した継続投資教育を実施する。

（令和4年度の取組み）

- ※ iDeCo公式サイトトップページ最上段にバナーリンクを設定し、企業年金連合会のiDeCo特設サイトに閲覧者を誘致。
- ※ iDeCo公式サイトのお知らせ欄にて、企業年金連合会のiDeCoオンラインセミナーの開催を周知。
- ※ 運営管理機関向け会員サイトの事務連絡にて、企業年金連合会のiDeCoオンラインセミナーの案内やiDeCo特設サイトを周知。
- ※ iDeCo「加入者・運用指図者の手引き」の表紙に、企業年金連合会のiDeCo特設サイトのURL及びQRコードを記載。
- ※ 企業年金連合会のiDeCoオンラインセミナーの案内やiDeCo特設サイトの周知について、Web広告を実施。

(参考)

- 令和2年度から確定拠出年金普及・推進協議会・幹事会の枠組みの下で、金融機関・団体と連合会の分担・連携により、地方セミナーをオンラインで実施。
- 令和3年度及び令和4年度の実績は、下表のとおり。

	令和3年度	令和4年度
対象者	福岡県、長崎県、青森県の近隣在住者を対象	栃木県、愛媛県の近隣在住者、中小企業事業主と中小企業福利厚生担当者を対象
共催金融機関	福岡県：西日本シティ銀行、福岡銀行 長崎県：十八親和銀行 青森県：みちのく銀行、青森銀行 ※1回は、国民年金基金連合会のみで、在住地域を限定せずに実施。	栃木県：足利銀行（iDeCo） 愛媛県：伊予銀行（iDeCo） 三井住友銀行、りそな銀行（iDeCoプラス） ※1回は、国民年金基金連合会のみで、在住地域を限定せずに実施。
回数	6回	5回
視聴者	759名	645名
アンケート結果	・今後加入したい 30.8% ・加入を検討したい 65.1%	(iDeCo) ・今後加入したい 29.8% ・加入を検討したい 45.8% (iDeCoプラス) ・今後導入したい 8.3% ・導入を検討したい 61.5%
講演内容	第1部：iDeCoの基礎知識（確定拠出年金部長） 第2部：iDeCoの加入のメリットと運用（八木陽子氏） iDeCoの加入のメリットと将来設計（山崎俊輔氏） 第3部：疑問解消Q&A	第1部：iDeCoの基礎知識（確定拠出年金部長） iDeCoとiDeCoプラスの基礎知識（確定拠出年金部長） 第2部：より加入しやすくなったiDeCoの加入のメリット（井戸美枝氏） iDeCo+導入のメリットと手続き（船橋郁恵氏） 第3部：疑問解消Q&A

第2号議案

令和4年度 国民年金基金連合会決算(案)

[確定拠出年金事業経理]

貸 借 対 照 表

【確定拠出年金事業経理事業会計】

(令和5年3月31日 現在)

資 産 勘 定					負 債 勘 定				
科 目		当 年 度		前 年 度 決 算 額	科 目		当 年 度		前 年 度 決 算 額
大 分 類	中 分 類	決 算 額	対前年度増△減額		大 分 類	中 分 類	決 算 額	対前年度増△減額	
流 動 資 産		円	円	円	流 動 負 債		円	円	円
		44,463,051,436	9,700,379,625	34,762,671,811			44,284,096,158	10,022,561,736	34,261,534,422
	預 貯 金	44,389,519,072	9,731,194,443	34,658,324,629		未 払 金	1,312,761,679	△ 623,916,836	1,936,678,515
	未 収 金	44,078,599	3,613,571	40,465,028		仮 受 金	42,608,717,610	10,622,627,903	31,986,089,707
	未 収 消 費 税	24,058,276	△ 35,059,652	59,117,928		1年内返済予定長期借入金	361,678,000	23,678,000	338,000,000
	前 払 金	5,395,489	631,263	4,764,226		預 り 金	938,869	172,669	766,200
固 定 資 産		3,518,757,176	668,975,810	2,849,781,366					
	建 物 及 び 工 作 物	35,757,272	753,500	35,003,772		引 当 金			
	器 具 及 び 備 品	20,625,531	1,262,931	19,362,600		引 当 金	60,094,494	5,695,462	54,399,032
	電 話 加 入 権	33,600	0	33,600					
	ソ フ ト ウ ェ ア	3,131,672,952	1,906,484,725	1,225,188,227		固 定 負 債	2,579,174,011	308,343,070	2,270,830,941
	ソフトウェア仮勘定	330,667,821	△ 1,239,525,346	1,570,193,167		長 期 借 入 金	2,570,013,000	320,322,000	2,249,691,000
						長 期 未 払 金	9,161,011	△ 11,978,930	21,139,941
基 本 金		3,553,253,257	484,116,209	3,069,137,048					
	繰 越 不 足 金	3,069,137,048	595,264,882	2,473,872,166		基 本 金			
	当 年 度 不 足 金	484,116,209	△ 111,148,673	595,264,882		基 本 金	4,611,697,206	516,871,376	4,094,825,830
計		51,535,061,869	10,853,471,644	40,681,590,225	計		51,535,061,869	10,853,471,644	40,681,590,225

【財務諸表作成の基礎】

「業務経理 注記事項（財務諸表作成の基礎）」に記載のとおりである。

【重要な会計方針】

1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用している。

なお、耐用年数は以下のとおりである。

建物及び工作物 8～18年

器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

連合会利用のソフトウェアについては、利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっている。

2. 固定資産の会計処理

(1) 取得時の基本金への繰入処理

厚生省年金局から国民年金基金連合会理事長あて通知（平成4年8月4日年発第3955号）「国民年金基金連合会における年金経理、事業経理給付確保会計及び共同運用会計並びに確定拠出年金事業経理の決算事務の取扱いについて」第11に定める別記勘定科目説明に従い、有形無形固定資産の取得時に取得価額相当額を損益計算書に「繰入金」として費用計上するとともに、同額を貸借対照表の「基本金」に計上している。

(2) 除売却時の基本金戻入処理

厚生省年金局から国民年金基金連合会理事長あて通知（平成4年8月4日年発第3955号）「国民年金基金連合会における年金経理、事業経理給付確保会計及び共同運用会計並びに確定拠出年金事業経理の決算事務の取扱いについて」第11に定める別記勘定科目説明に従い、有形無形固定資産の除売却時に取得価額相当額を貸借対照表の「基本金」から取崩すとともに、同額を損益計算書に「雑収入」として収益計上している。なお、ソフトウェアについては、償却期限到来時に当該基本金を取り崩している。

3. 退職手当引当金

役職員の退職給付に備えるため、役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額を計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

・手数料収入

確定拠出年金法第2条第5項に規定する個人型年金を実施する者として、個人型年金規約第140条により、個人型年金の実施に必要な自らの事務に係る手数料を徴収している。当該収益における主な履行義務は、加入者等の勘定を開設し、記録を管理、掛金の収納及びこれに付随する事務サービスを提供することであり、加入時及び掛金収納時においてサービスを履行する義務を負っており、当該履行義務は、加入時及び掛金収納時においてサービスを充足したものとして収益を認識している。

5. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 資産除去債務

「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成24年5月17日）は適用していない。

(2) 消費税の処理方法

消費税の処理方法は、税込方式によっている。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

引当金に含まれる有形固定資産の減価償却累計額 19,871,794円

(リースにより使用する固定資産)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している事務機器等については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料

1年内	70,445,832円
1年超	111,309,981円
計	181,755,813円

(金融商品の時価等)

1. 金融商品の状況に関する事項

当連合会では、積立金運用以外の資金運用については、定期預金及び短期的な預金等の安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行借入による方針である。未収債権については、国民年金基金連合会の財務及び会計規程に基づいて管理している。また、未収債権の主なもの、現存加入員の手数料であり、掛金から徴収されるため信用リスクはない。長期未払金を除く未払債務については、1年以内の支払期日である。長期未払金は設備投資に係る債務であり固定金利によっている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、それぞれ次のとおりである。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預貯金	44,389,519,072	44,389,519,072	-
資産計	44,389,519,072	44,389,519,072	-
(1) 未払金	1,312,761,679	1,312,761,679	-
(2) 長期借入金	2,931,691,000	2,931,691,000	-
負債計	4,244,452,679	4,244,452,679	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預貯金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

負債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む)

変動金利によるもののみであり、短期間で市場金利を反映し、また、当連合会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。

(収益認識関係)

収益を理解するための基礎となる情報は、「【重要な会計方針】4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日 現在)

【確定拠出年金事業経理特定業務会計】

資 産 勘 定					負 債 勘 定				
科 目		当 年 度		前 年 度 決 算 額	科 目		当 年 度		前 年 度 決 算 額
大 分 類	中 分 類	決 算 額	対前年度増△減額		大 分 類	中 分 類	決 算 額	対前年度増△減額	
		円	円	円			円	円	円
流 動 資 産		281,902,855,252	23,094,275,382	258,808,579,870	特 定 管 理 資 産		281,902,855,252	23,094,275,382	258,808,579,870
	預 貯 金	278,652,779,041	22,282,149,108	256,370,629,933		委 託 先 管 理 資 産	505,389,233	△ 51,188,530	556,577,763
	未 収 金	3,250,076,211	812,126,274	2,437,949,937		特 定 管 理 資 産	281,397,466,019	23,145,463,912	258,252,002,107
	計	281,902,855,252	23,094,275,382	258,808,579,870		計	281,902,855,252	23,094,275,382	258,808,579,870

※未収金は、特定運営管理機関が管理する資産である。

損 益 計 算 書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

【確定拠出年金事業経理特定業務会計】

費 用 勘 定					収 益 勘 定				
科 目		当 年 度		前 年 度 決 算 額	科 目		当 年 度		前 年 度 決 算 額
大 分 類	中 分 類	決 算 額	対前年度増△減額		大 分 類	中 分 類	決 算 額	対前年度増△減額	
		円	円	円			円	円	円
交 付 金					納 付 金				
	特定業務交付金	0	0	0		特定業務納付金	0	0	0
	計	0	0	0		計	0	0	0

【財務諸表作成の基礎】

「業務経理 注記事項（財務諸表作成の基礎）」に記載のとおりである。

【重要な会計方針】

1. 財務諸表作成のための重要な事項

消費税の処理方法は、税込方式によっている。

【注記事項】

（金融商品の時価等）

1. 金融商品の状況に関する事項

当連合会では、積立金運用以外の資金運用については、定期預金及び短期的な預金等の安全性の高い金融資産で運用する方針である。未収債権については、国民年金基金連合会の財務及び会計規程に基づいて管理している。未収債権は、自動移換者の年金原資であり翌年4月に徴収されるため、信用リスクは僅少である。特定管理資産は、確定拠出年金法第83条に基づく個人別管理資産の移換金である。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、それぞれ次のとおりである。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預貯金	278,652,779,041	278,652,779,041	-
(2) 未収金	3,250,076,211	3,250,076,211	-
資産計	281,902,855,252	281,902,855,252	-
(1) 特定管理資産	281,397,466,019	281,397,466,019	-
負債計	281,397,466,019	281,397,466,019	-

（注） 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預貯金

満期のない預貯金であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

負債

(1) 特定管理資産

決算日に移換等の手続きがなされた場合の移換等の金額（帳簿価額）を時価とみなしている。

令和4年度

財務諸表の附属明細書

[確定拠出年金事業経理]

I. 財務諸表の附属明細書

1. 主な資産および負債の明細

(1) 繰越金等の明細

確定拠出年金事業経理事業会計

単位：円

科目	前年度末残額(1)	当年度		決算計上額 ((1) + (2) - (3))	摘要 (当年度不足金)
		増加額(2)	減少額(3)		
繰越不足金	2,473,872,166	595,264,882	0	3,069,137,048	484,116,209

(2) 引当金の明細

確定拠出年金事業経理事業会計

単位：円

科目	(1) 前年度残額	当年度		(4) 決算計上額 ((1) + (2) - (3))	摘要
		(2) 増加額	(3) 減少額		
退職手当引当金	38,252,000	11,244,600	9,273,900	40,222,700	
減価償却引当金	16,147,032	4,249,642	524,880	19,871,794	
合計	54,399,032	15,494,242	9,798,780	60,094,494	

(3) 未収金、未払金および預り金等の明細

確定拠出年金事業経理事業会計

単位：円

科 目	金 額	摘 要	備 考
未 収 金	44,078,599	手数料収入	44,078,599
未 収 消 費 税	24,058,276	令和4年度消費税	24,058,276
前 払 金	5,395,489	前払家賃等	5,395,489
預 り 金	938,869	住民税預り金	904,000
		健康保険預り金	34,869
未 払 金	1,312,761,679	プログラム作成費	896,684,024
		業務委託費	266,403,877
		電算関係費	57,368,758
		雑役務費	34,900,380
		特別手当	15,474,768
		通信運搬費	12,442,152
		長期未払金	11,978,930
		社会保険料負担金	4,486,749
		印刷製本費	4,179,780
		退職手当引当金	3,556,800
		建物及び工作物	1,650,000
		時間外手当	1,204,638
		退職手当引当費	582,000
		光熱水料	449,312
		借料損料	259,106
		支払利息	253,076
		立替金	177,630
		賃金	161,354
		委員報酬補償費	159,900
		備品費	146,708
賃金・社保事業主分	108,586		
厚生費	72,000		
消耗品費	59,055		
仮受金	2,096		
仮 受 金	42,608,717,610	3月収納掛金等	42,608,717,610

2. 固定資産の取得および処分並びに減価償却費の明細

(1) 固定資産の取得および処分

① 確定拠出年金事業経理事業会計

単位：円

科 目	(1) 前年度繰越資産額	当 年 度		(4) 年度末資産額 ((1) + (2) - (3))	(5) 減価償却引当額	(6) 現 在 価 値 ((4) - (5))	摘 要
		(2) 増 加 額	(3) 減 少 額				
建物及び工作物	35,003,772	753,500	0	35,757,272	9,494,370	26,262,902	
器具及び備品	19,362,600	1,846,131	583,200	20,625,531	10,377,424	10,248,107	
電話加入権	33,600	0	0	33,600	-	33,600	
ソフトウェア	1,225,188,227	2,537,162,907	630,678,182	3,131,672,952	-	3,131,672,952	
ソフトウェア 仮 勘 定	1,570,193,167	330,667,821	1,570,193,167	330,667,821	-	330,667,821	
合 計	2,849,781,366	2,870,430,359	2,201,454,549	3,518,757,176	19,871,794	3,498,885,382	

② 確定拠出年金事業経理特定業務会計

単位：円

	特 定 管 理 資 産
前年度繰越資産額	258,808,579,870
当 年 度 増 加	23,094,275,382
当 年 度 減 少	0
年 度 末 資 産 額	281,902,855,252

(2) 減価償却費明細

確定拠出年金事業経理事業会計

単位：円

科 目	(1) 取 得 価 格	(2) 当 年 度 償 却 額	(3) 償 却 額 累 計	(4) 当 年 度 末 残 高 ((1) - (3))	(5) 償 却 累 計 率 ((3) / (1)) %	摘 要
建 物 及 び 工 作 物	35,757,272	2,170,106	9,494,370	26,262,902	26.55%	
器 具 及 び 備 品	20,625,531	2,079,536	10,377,424	10,248,107	50.31%	
ソ フ ト ウ ェ ア	4,224,612,982	630,678,182	1,092,940,030	3,131,672,952	25.87%	
合 計	4,280,995,785	634,927,824	1,112,811,824	3,168,183,961	25.99%	

3. 費用および収益の明細

役員および職員の給与費の明細

単位：円

経理区分	区分	支給額	摘要
確定拠出年金 事業経理事業会計	役 員	17,700,650	常勤役員
	職 員	212,106,595	
	計	229,807,245	

※ 給与費は、役職員に支給した給与・諸手当の合計としている。

【確定拠出年金事業経理・事業会計】

科 目	予 算 額	実 績 額
(収入)	円	円
手数料収入		
手数料	4,712,235,000	4,965,657,808
借入金		
長期借入金	682,000,000	682,000,000
雑収入		
受取利息等	0	24,200,876
前年度よりの繰入金		
前年度よりの繰入金	453,779,000	0
収 入 合 計	5,848,014,000	5,671,858,684
(支出)		
事業事務費	2,668,276,000	2,617,016,711
役職員給与	127,740,000	126,266,486
役職員諸手当	136,193,000	115,850,859
人件費	263,933,000	242,117,345
旅費	601,000	0
事業諸費	2,403,742,000	2,374,899,366
物件費	2,404,343,000	2,374,899,366
策定委員会費		
策定委員会費	888,000	417,819
委託費		
業務委託費	1,459,861,000	1,696,713,219
繰入金		
基本金へ繰入れ	1,339,314,000	1,300,237,192
雑支出		
雑支出	348,675,000	344,352,224
租税公課		
租税公課	31,000,000	1,617,400
支 出 合 計	5,848,014,000	5,960,354,565

【確定拠出年金事業経理・特定業務会計】

科 目	予 算 額	実 績 額
(収入)	円	円
納付金		
特定業務納付金	19,728,427,000	22,282,149,108
収 入 合 計	19,728,427,000	22,282,149,108
(支出)		
交付金		
特定業務交付金	1,000,000	0
支 出 合 計	1,000,000	0

令和5年7月18日

国民年金基金連合会

理事長 松下 睦 殿

監事

山崎 晃



監事

長谷川 敬一



監査報告書

国民年金法第137条の13第4項及び国民年金基金連合会規約第26条第7項の規定に基づき、国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）の令和4年事業年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の業務、業務報告書及び財務諸表等（各経理区分別の貸借対照表、損益計算書、及びこれらに関する注記情報、附属明細書、等の決算報告資料）について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめましたので、以下にご報告いたします。

Ⅰ. 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、連合会の業務と損益及び財産の状況を調査いたしました。

また、役職員等の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他連合会の適切な業務運営を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

当該事業年度に係る財務諸表等を検証するに当たっては、連合会がEY新日本有限責任監査法人（以下「会計監査人」という。）に会計監査を委嘱していることから、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法により、連合会の当該事業年度に係る業務、業務報告書及び財務諸表等の監査を実施いたしました。

Ⅱ. 監査の結果

1. 業務報告書について

業務報告書は、連合会の当該事業年度事業計画に基づく業務執行の状況を正しく示しているものと認めます。

2. 内部統制システムの整備と運用について

連合会の業務処理は全体的に情報システム化が図られており、情報処理全般とその他業務の一部について外部委託が行われております。これら領域を含め、内部統制システムは、概ね良好に整備と運用がなされており、重要な不備はないものと認めます。

個人情報保護等、情報セキュリティの確保については、行政の指導の下、求められている体制の整備と運用が適切に計画され、実施されているものと認めます。

3. 役員の法令遵守について

役員の職務の遂行に関し、不正行為又は法令等に違反する重大な事実はないものと認めます。

4. 財務諸表等について

会計監査人より、「すべての重要な点において関連の会計規程等に準拠している」旨の監査意見が表明されております。連合会の当該事業年度の財務諸表等は、適正に開示がなされているものと認めます。

以上

独立監査人の監査報告書

令和5年7月18日

国民年金基金連合会

理事長 松下 睦 殿

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

山下 康彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

浜田 陽介

監査意見

当監査法人は、国民年金基金連合会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの会計年度の全ての経理単位、すなわち、年金経理、事業経理給付確保会計、事業経理共同運用会計、事業経理財政調整会計、事業経理年金財政安定会計、業務経理、事業経理事業会計、確定拠出年金事業経理事業会計、確定拠出年金事業経理特定業務会計に係る財務諸表等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針、その他注記、附属明細書、責任準備金明細書（会計に関する部分に限る。）、給付確保準備金明細書、共同運用準備金明細書（会計に関する部分に限る。）、危険準備金明細書、支払備金明細書、未収受換金明細書、未収拠出金明細書、不足金処理計算書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、全ての重要な点において、注記事項「財務諸表作成の基礎」に記載された国民年金法、国民年金基金令、国民年金基金規則、確定拠出年金法、確定拠出年金法施行令、確定拠出年金法施行規則、国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令、国民年金基金連合会における年金経理、事業経理給付確保会計及び共同運用会計並びに確定拠出年金事業経理の決算事務の取扱いについて、及び国民年金基金連合会財務及び会計規程（以下、「会計規程等」という。）に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、国民年金基金連合会から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項—財務諸表等作成の基礎

注記事項「財務諸表作成の基礎」に記載されているとおり、財務諸表等は、厚生労働大臣に提出してその承認を受けるために、会計規程等の規則に準拠して作成されている。会計規程等においては、一部の事項について国民年金基金連合会特有の処理が採用されているため、上記以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、責任準備金明細書（会計に関する部分を除く。）及び共同運用準備金明細書（会計に関する部分を除く。）である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事者の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、注記事項「財務諸表作成の基礎」に記載された会計規程等に準拠して財務諸表等を作成することであり、また財務諸表等の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続企業的前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事者の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 理事者が継続企業を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、注記事項「財務諸表作成の基礎」に記載された会計規程等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

国民年金基金連合会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(参考)

確定拠出年金事業経理・事業会計「事業諸費」の内訳

(単位:千円)

内訳	3年度決算	4年度決算	増▲減額	備考
1 印刷製本費	25,816	31,602	5,786	加入確認通知書、控除証明書等の製造 (加入者増加による増)
2 通信運搬費	288,691	347,455	58,764	加入確認通知書、控除証明書等の郵送 (加入者増加による増)
3 掛金収納費	613,663	746,906	133,243	掛金口座振替手数料(加入者増加による増)
4 システム開発費	1,873,799	1,402,181	▲ 471,618	拠出システム開発等(システム開発の減)
5 電算関係費	615,229	708,639	93,410	電算機借料、電算運用費(加入者等割合による按分増)
6 借料損料	52,796	55,738	2,942	賃室料等
7 その他経費	256,882	382,616	125,734	社会保険料負担金、封入封緘、公式サイト、 他年金調査に関する業務等
(再掲) 広報関係費	14,559	20,818	6,259	公式サイトの改修等
事業諸費 計	3,726,876	3,675,137	▲ 51,739	繰入金額: 令和3年: 1,737,579千円、令和4年度: 1,298,023千円

※ 事業諸費は、事業諸費に繰入金を合わせて算出している。

確定拠出年金事業経理・事業会計「業務委託費」の内訳

(単位:千円)

内訳	3年度決算	4年度決算	増▲減額	備考
1 事務処理センター	1,225,851	1,564,804	338,953	加入者増加による事務処理件数の増
2 コールセンター	89,402	101,575	12,172	加入者増加による電話照会件数の増
3 書類保管費	3,764	4,551	786	
4 その他	32,670	25,784	▲ 6,886	
業務委託費 計	1,351,688	1,696,713	345,026	

確定拠出年金事業経理・事業会計「広報経費」の内訳

(単位:千円)

内訳	3年度決算	4年度決算	増▲減額	備考
1. 事業諸費	14,559	20,818	6,259	公式サイト改修等
2. 業務委託費	32,670	25,784	▲ 6,886	オンラインセミナーの開催回数の減
広報経費 計	47,229	46,602	▲ 627	

確定拠出年金事業経理・事業会計「長期借入金」の返済費

(単位:千円)

内訳	3年度決算	4年度決算	増▲減額	備考
雑支出 ・長期借入金の返済費	200,000	338,000	138,000	

人件費及び現員

(単位:千円)

会計	令和3年度		令和4年度	
	金額	現員	金額	現員
確定拠出年金事業経理 事業会計	188,163	22名	242,117	26名

※ 現員は、令和4年3月31日及び令和5年3月31日現在の職員数。金額には、役員を含む。

システム(ソフトウェア)開発事項及び金額

(単位:千円)

		システム(ソフトウェア)開発事項及び金額(主なもの)			
		令和3年度		令和4年度	
確定拠出 年金事業 経理事業 会計	資産	法改正(企業型確定拠出年金とiDeCoの掛金合算管理や、iDeCoの加入可能年齢の引上げ)の実施のための拠出システム開発(1,267,673) 電子化による拠出システム開発(220,264) 他年金システムの開発(73,508) 特定運営システム更改(117,743) 等	1,737,060	法改正(企業型確定拠出年金とiDeCoの掛金合算管理や、iDeCoの加入可能年齢の引上げ)の実施のための拠出システム開発(742,720) 加入者増加に伴う業務及び運用改善対応(123,940) 電子化による拠出システム開発(134,420) 特定運営システム更改等(113,289) 等	1,297,637
	費用	運営管理機関接続テスト(77,880) 等	136,739	運営管理機関接続テスト(94,380) 等	104,544
	計		1,873,799		1,402,181

注1:システム開発のうち、ソフトウェア利用により、将来の収益獲得や費用削減が実現できると認められるものは、「資産」として計上している。

注2:システム開発のうち、注1に該当しない要件分析等は、「費用」として計上している。

今後の収支見通し

(令和5年7月作成)

(単位：百万円)

年度	総事業費	手数料収入	剰余金繰入金	長期借入金	長期借入返済	長期借入残高	
						平成28年改正分 ※1	令和2年改正分等 ※2
5年度	6,594	5,562	429	965	362	420	3,116
6年度	6,285	6,199	0	660	574	0	3,621
7年度	6,206	6,742	0	0	536	－	3,086
8年度	6,910	7,279	0	0	368	－	2,717
9年度	7,241	7,756	0	0	516	－	2,202
10年度	7,475	8,175	0	0	700	－	1,502
11年度	7,672	8,570	0	0	898	－	604
12年度	7,528	8,943	0	0	604	－	0

< 長期借入残高について >

※1 平成28年改正分の長期借入（平成28年度及び平成29年度に借入した合計16.60億円）については、令和4年度末の借入残高が4.2億円であり、令和6年度に返済が完了すると見込んでいる。

※2 令和2年改正分、デジタル改革対応分の長期借入（令和2年度～4年度に借入する21.50億円及び令和5年度・6年度に借入を見込んでいる16.25億円の合計37.75億円）については、令和6年度から返済を開始して、令和12年度に返済が完了すると見込んでいる。

< 長期借入返済について >

・令和5年度～11年度の各年度における長期借入返済については、当該年度における収入超過額（手数料収入+剰余金繰入金+長期借入金－総事業費）で見込んでいる。

< その他 >

・手数料については、新規加入時等手数料2,829円、新規自動移換時手数料1,048円及び掛金収納等手数料105円で見込んでいる。

・総事業費については、経常経費に加え、次期法律改正（5年毎）対応の経費（令和8年度・9年度5億円、令和10年度2.5億円）も見込んでいる。

加入者数等の推計

(単位：百人)

年度	加入者						運用指図者				自動移換者			【参考】 企業型年金加入資格喪失による移換者 (a2+C+F)
	新規加入者 (A)			加入者資格喪失者 (B)	年度末現存加入者 (前年度末現存加入者 + A - B)	運用指図者増加 (C+D)		運用指図者資格喪失者 (E)	年度末現存運用指図者 (前年度末現存運用指図者 + C+D-E)	新規自動移換者 (F)	自動移換喪失者 (G)	年度末現存自動移換者 (前年度末現存自動移換者 + F-G)		
	新規加入者 (狭義) (a1)	企業型からの移行者 (a2)	運用指図者からの移行者 (a3)			新規運用指図者 (C)	加入者から運用指図者への移行者 (D)							
H30年度実績	3,924	3,289	499	136	361	12,100	757	352	684	5,750	1,340	835	7,848	2,596
R1年度 "	4,050	3,295	597	159	522	15,628	842	509	771	6,330	1,513	388	8,973	2,952
R2年度 "	4,375	3,531	650	194	613	19,390	895	596	787	7,035	1,436	456	9,953	2,982
R3年度 "	5,263	4,241	772	250	776	23,878	965	755	865	7,891	1,359	481	10,831	3,097
R4年度推計	5,678	4,368	835	475	597	28,959	991	569	1,212	8,239	1,400	524	11,707	3,226
R5年度 "	5,568	4,548	732	288	674	33,853	1,012	637	1,148	8,740	1,400	552	12,556	3,144
R6年度 "	5,544	4,524	732	288	779	38,618	1,042	735	1,220	9,297	1,400	590	13,366	3,174
R7年度 "	5,496	4,488	720	288	880	43,234	1,072	831	1,298	9,902	1,400	626	14,141	3,192
R8年度 "	5,472	4,464	720	288	979	47,728	1,102	924	1,383	10,546	1,400	660	14,881	3,222
R9年度 "	5,436	4,440	708	288	1,724	51,440	1,132	1,664	1,507	11,834	1,400	693	15,587	3,240
R10年度 "	5,400	4,404	708	288	1,910	54,930	1,162	1,846	1,687	13,155	1,400	725	16,262	3,270
R11年度 "	5,352	4,368	708	276	2,033	58,250	1,192	1,965	1,865	14,447	1,400	755	16,907	3,300
R12年度 "	5,304	4,332	696	276	2,149	61,404	1,222	2,078	2,038	15,708	1,400	784	17,524	3,318

※1 新規加入者 (A)

- ・R4年度推計は、R4年9月までの実績に、R2年4月～R4年9月実績の月平均の6ヵ月分及びR4年10月施行分の制度改革の影響の推計値（約5,500人/月）を加算して算出。
- ・R5年度以降は、R2年4月～R4年9月実績（約42,000人/月）にR4年10月施行分の制度改革の影響の推計値（約5,500人/月）及び勤労者数減少率を見込み算出。

※2 新規運用指図者 (C+D)

- ・R4年度推計は、R4年9月までの実績に、直近1年の実績の月平均の6ヵ月を加算して算出。
- ・R5年度以降は、新規運用指図者 (C) がR4年度増加見込み分として3,000人が増加すると設定。これに加入者からの移行者を加算。

※3 新規自動移換者 (F)

- ・R4年度推計は、R4年9月までの実績に、直近1年の実績の月平均の6ヵ月分を加算して算出。
- ・R5年度以降は、R4年度と同数が新規自動移換者となると設定。

※4 年度末現存加入者

- ・新規加入者等から加入者資格喪失者を控除して算出。

※5 R6年12月施行分の制度改革の影響は含まれない。

報告事項(1)

個人型年金規約の一部変更に係る理事長専決事項

個人型年金規約第17条第2項に基づく報告

令和5年2月28日から令和5年7月27日までの個人型年金規約別表第1号 変更一覧

規約改正の施行日	登録番号	運営管理機関	規約改正の概要
令和5年3月1日	30	東京海上日動火災保険	再委託先受付金融機関である北九州銀行、もみじ銀行、東京スター銀行への再委託を解除
令和5年3月1日	760	野村證券	住所を変更
令和5年3月1日	792	au アセットマネジメント	再委託先受付金融機関である au カブコム証券の住所を変更
令和5年4月1日	15	損保ジャパン DC 証券	再委託先受付金融機関として碧海信用金庫を追加
令和5年4月1日	33	信金中央金庫	再委託先受付金融機関として広島みどり信用金庫を追加
令和5年4月1日	71	みずほ銀行	再委託先受付金融機関として 18 農協を追加、11 農協を合併による統合で削除
令和5年4月1日	753	りそな銀行	再委託先受付金融機関として広島みどり信用金庫を追加
令和5年4月1日	769	大和証券	再委託先受付金融機関として四国銀行を追加
令和5年5月1日	760	野村證券	再委託先受付金融機関として福井銀行を追加

規約改正の施行日	登録番号	運営管理機関	規約改正の概要
令和5年6月1日	71	みずほ銀行	再委託先受付金融機関である四国銀行への委託業務を変更
令和5年6月1日	760	野村証券	再委託先受付金融機関として大分銀行を追加
令和5年6月1日	769	大和証券	再委託先受付金融機関として愛媛銀行を追加
令和5年7月1日	26	日本生命保険	再委託先機関として TOPPAN エッジを追加
令和5年7月1日	33	信金中央金庫	再委託先受付金融機関として東奥信用金庫、水沢信用金庫を追加

報告事項(2)

指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由

個人型年金規約第90条の2第4項に基づく報告

指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由

運営 管理 機関 登録 番号	番号	運営管理 機関名	提示を始 める日	商品名	分 類		選定理由	特定 期間	猶予 期間	
					種 類	個人型年金規約第91条第1項の分類				
753	1	株式会社 りそな銀行	2018.5.1	りそな据置定期預金 『フリーポケット401k』 (りそな個人型プラン)	預金又は貯 金の預入	第91条 第1項一 号イ	相手方 りそな銀行 種類 定期預 金 預入期間5年	本商品で長期運用を行った場合、より収益を上げる投資機会を逃がす可能性があることや将来の実質的な購買力を確保できない可能性(インフレリスク)がありますが、安全性が最も高い元本確保型の商品であり損失が発生しないことを重視し、本プランの指定運用方法として選定します。	3か月	2週間
	2		2020.9.4	りそなターゲットイヤーファンド 2030・2035・2040・2045・2050・2055・ 2060 (りそなつみたてiDeCoプラン)	有価証券の 売買	第91条 第1項三 号ヲ	(2030)国際証券コード JP90C000G6A1 (2035)国際証券コード JP90C000HN72 (2040)国際証券コード JP90C000G6C7 (2045)国際証券コード JP90C000HN80 (2050)国際証券コード JP90C000G6B9 (2055)国際証券コード JP90C000HN98 (2060)国際証券コード JP90C000HNA2	・ターゲットイヤーが異なる複数の商品から、購入者の生年月日に応じた商品が自動的に購入されます。 ・物価、外国為替相場、金利その他経済事情の変動に伴い損失が発生する可能性があります。分散投資を行うことで対象年齢に応じた平均的なリスク許容度の範囲にリスクを抑えています。 ・販売手数料や信託財産留保額がなく、信託報酬も類似商品と比較して低水準に抑えられています。 ・老後の資産形成を目的とした長期運用を行うことでリスクに応じた収益が期待できることから、本プランの指定運用方法として選定します。	3か月	2週間
	3		2023.4.1 (新規)	りそな つみたてラップ型ファンド (安定型) (りそなiDeCo(運営管理機関手数料 無料型))	有価証券の 売買	第91条 第1項三 号ヌ	国際証券コード JP90C000P160	・物価、外国為替相場、金利その他経済事情の変動に伴い損失が発生する可能性があります。分散投資を行うことで平均的なリスク許容度の範囲にリスクを抑えています。 ・販売手数料や信託財産留保額がなく、信託報酬も類似商品と比較して低水準に抑えられています。 ・老後の資産形成を目的とした長期運用を行うことでリスクに応じた収益が期待できることから、本プランの指定運用方法として選定します。	3か月	2週間